

(2) 木津川流域下水道

木津川流域下水道は、近年人口が急増し、都市化の著しい木津川流域の6市2町の区域を対象とした京都府第2番目の流域下水道である。

この流域下水道は、当初、木津川左岸流域の八幡市内及び京田辺市の区域を対象として、昭和50年度に都市計画決定して事業に着手し、その後、昭和57年度に木津川右岸地域の京都市、宇治市の一部、城陽市、久御山町及び井手町の区域を合併する計画変更を行い、昭和61年3月から供用開始し、平成2年度には山城町（現 木津川市）の区域を加える計画変更を行った。

洛南浄化センター（終末処理場）は昭和50年度から用地取得に入り、昭和57年度に建設工事に着手した。

昭和61年3月に左岸側（八幡市、京田辺市）の一部地区を対象に供用開始し、更に、平成元年11月から右岸の一部地区（京都市、宇治市及び久御山町）、平成2年4月から城陽市の一部地区、平成4年3月から井手町の一部地区、そして平成8年9月から山城町の一部地区の供用開始を行い、全市町供用開始された。

管渠については、昭和54年度に綴喜幹線の工事に着手したのを始め、昭和60年からは宇治幹線、向島幹線の工事に着手し、平成13年10月に完成した。

また、汚泥処理の過程で発生する消化ガスを発電燃料として有効活用する消化ガス発電施設が平成17年3月に完成した。

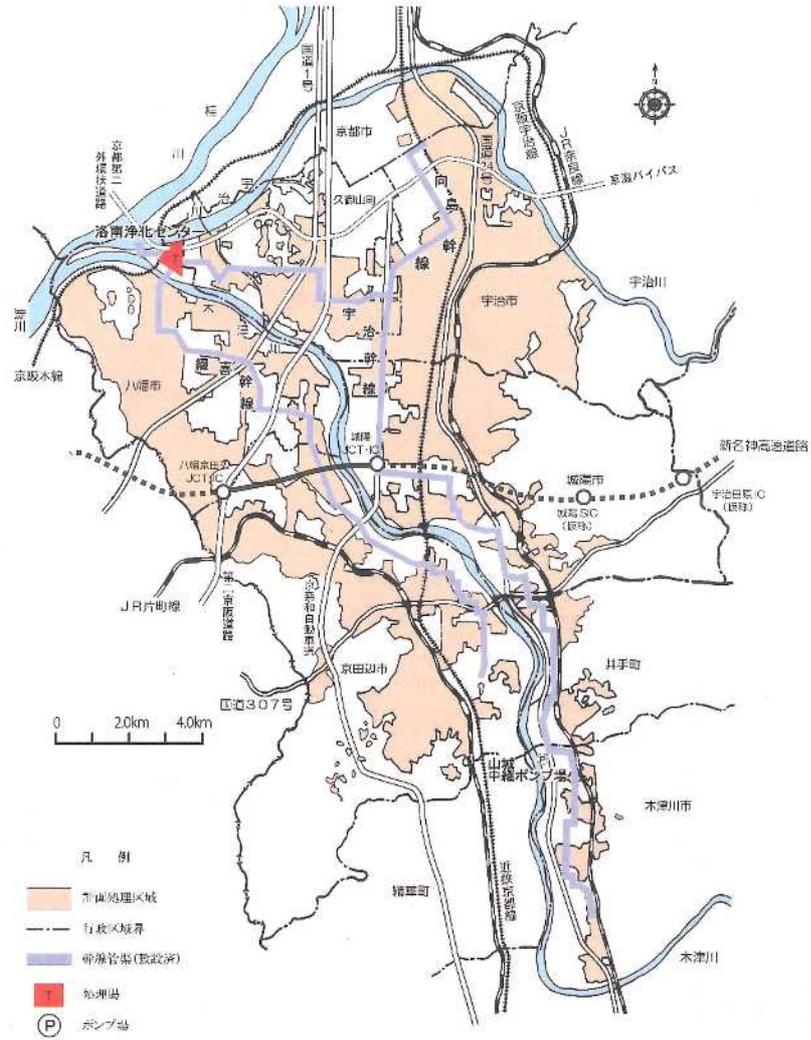
区 分	全 体 計 画	令和5年4月現在
関 係 市 町	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町	京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町
処 理 面 積	6,923.4ha 京都市 309ha 京田辺市 1,422ha 宇治市 1,578.2ha 木津川市 220ha 城陽市 1,150ha 久御山町 597ha 八幡市 1,386ha 井手町 262ha	5,601ha 京都市 234ha 京田辺市 1,214ha 宇治市 1,281ha 木津川市 190ha 城陽市 937ha 久御山町 507ha 八幡市 1,028ha 井手町 210ha
処 理 人 口	382,067人 京都市 30,282人 宇治市 112,542人 城陽市 73,918人 八幡市 58,875人 京田辺市 75,357人 木津川市 8,211人 久御山町 15,344人 井手町 7,538人	372,656人 (99.0%) (376,314) 京都市 27,400人 (100.0%) (27,400) 宇治市 114,152人 (98.0%) (116,496) 城陽市 74,005人 (99.6%) (74,279) 八幡市 57,552人 (99.9%) (57,595) 京田辺市 70,640人 (99.6%) (70,943) 木津川市 7,081人 (91.4%) (7,747) 久御山町 14,820人 (99.9%) (14,840) 井手町 7,006人 (99.9%) (7,014) () 計画区域内人口及び普及率
排 除 方 法	分	流 式
処 理 方 法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過	標準活性汚泥法 凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速ろ過 凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法+急速ろ過 嫌気・硝化内生脱窒法+急速ろ過
処 理 能 力 水 量	210,300m ³ /日	152,700m ³ /日
管 路 施 設	綴喜幹線 14.5km 宇治幹線 24.5km 向島幹線 4.8km 計 43.8km ポンプ場 1箇所	綴喜幹線 14.5km 宇治幹線 24.5km 向島幹線 4.8km 計 43.8km ポンプ場 1箇所
都 市 計 画 決 定	当初 昭和50年10月28日	最終変更 平成12年 2月18日
都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 昭和50年12月 9日	最終変更 令和 2年 2月 6日
下 水 道 法 事 業 認 可	当初 昭和51年 2月26日	最終変更 令和 2年 1月22日

経 過

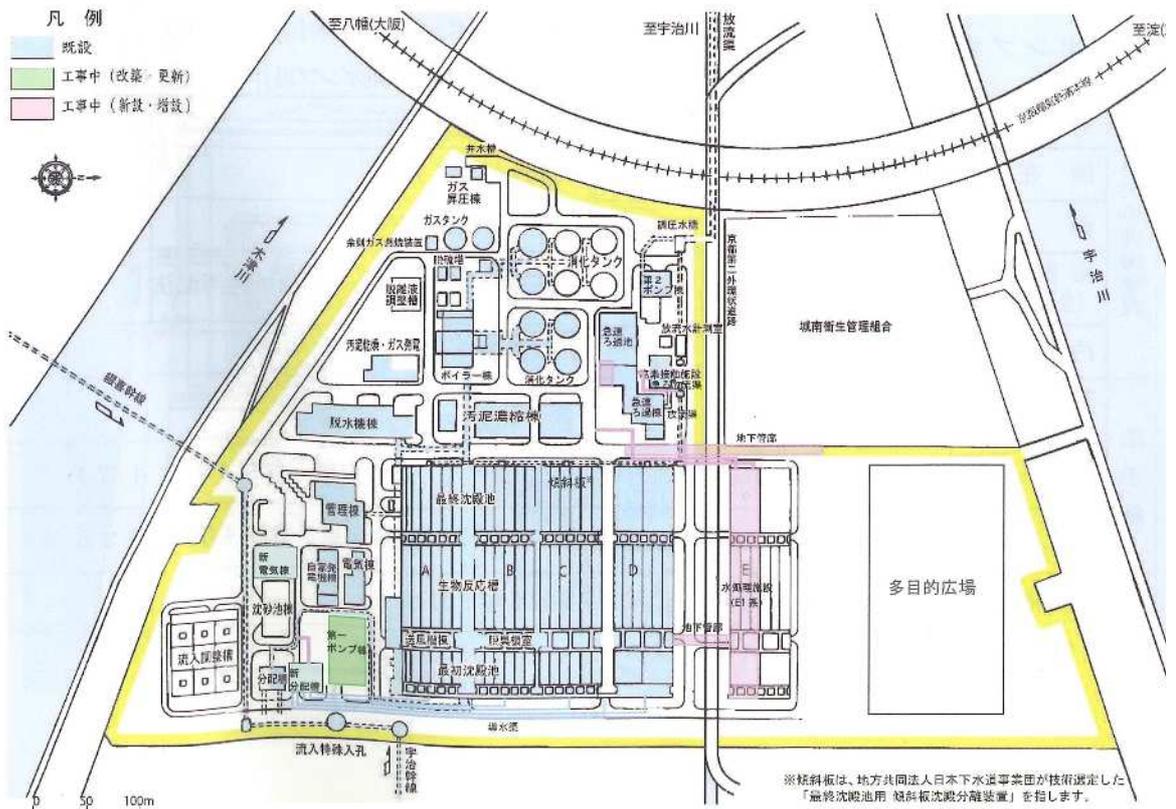
年 月 日	事 項			
昭和50年10月28日	当 初	都市計画決定	処理区域面積 計画処理水量 計画処理人口 幹線管渠延長	2,118ha 130,000m ³ /日 144,000人 15,130m
昭和50年12月9日		都市計画法事業認可		
昭和50年2月26日		下水道法事業認可		
昭和54年2月	綴喜幹線工事着手			
昭和55年8月5日	第1回変更	都市計画決定	処理区域面積 計画処理水量 計画処理人口 幹線管渠延長	2,118ha 130,000m ³ /日 144,000人 14,290m
昭和55年9月1日		下水道法事業認可		
昭和55年10月7日		都市計画法事業認可		
昭和57年9月	終末処理場工事着手			
昭和57年9月10日	第2回変更	都市計画決定	処理区域面積 計画処理水量 計画処理人口 幹線管渠延長	5,419ha 384,000 m ³ /日 448,100人 35,710m
昭和57年11月29日		都市計画法事業認可		
昭和58年3月7日		下水道法事業認可		
昭和59年10月26日	第3回変更	都市計画決定		
昭和60年1月5日		下水道法事業認可		
昭和60年1月18日		都市計画法事業認可		
昭和60年10月	宇治幹線工事着手			
昭和60年11月	向島幹線工事着手			
昭和60年12月20日	第4回変更	都市計画決定	処理区域面積 計画処理水量 計画処理人口 幹線管渠延長	5,419ha 384,000 m ³ /日 448,100人 36,200m
昭和61年2月14日		下水道法事業認可		
昭和61年2月26日		都市計画法事業認可		
昭和61年3月31日	木津川流域下水道供用開始			
平成元年2月10日	第5回変更	都市計画決定	処理区域面積 計画処理水量 計画処理人口 幹線管渠延長	5,419ha 384,000 m ³ /日 448,100人 36,296m
平成元年4月6日		下水道法事業認可		
平成元年4月19日		都市計画法事業認可		
平成3年2月5日	第6回変更	都市計画決定		
平成3年12月24日		都市計画法事業認可		
平成3年12月24日		下水道法事業認可		

平成 6年11月15日	第7回変更	下水道法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 6,507ha — 計画処理水量 384,000 m³/日 — 計画処理人口 493,500 人 — 幹線管渠延長 41,200m
平成 8年12月13日	第7回変更	都市計画決定	<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 6,642ha — 計画処理水量 384,000 m³/日 — 計画処理人口 493,500 人 — 幹線管渠延長 43,800m
平成 9年 3月24日	第8回変更	下水道法事業認可	
平成 9年 5月 2日		都市計画法事業認可	
平成12年 1月11日	第9回変更	下水道法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 6,568ha — 計画処理水量 282,000 m³/日 — 計画処理人口 419,300 人 — 幹線管渠延長 43,840m
平成12年 2月18日	第8回変更	都市計画決定	
平成14年12月11日	第10回変更	下水道法事業認可	
平成15年 3月31日	第9回変更	都市計画法事業認可	
平成20年 6月12日	第11回変更	下水道法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 6,599ha — 計画処理水量 282,000 m³/日 — 計画処理人口 419,300 人 — 幹線管渠延長 43,840m
平成20年 6月12日	第10回変更	都市計画法事業認可	
平成25年 8月26日	第12回変更	下水道法事業計画策定	<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 6,690ha — 計画処理水量 218,200 m³/日 — 計画処理人口 389,600 人 — 幹線管渠延長 43,840m
平成26年 2月24日	第11回変更	都市計画法事業認可	
平成27年11月16日	第13回変更	下水道法事業計画策定	<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 6,740ha — 計画処理水量 222,300 m³/日 — 計画処理人口 391,400 人 — 幹線管渠延長 43,800m
令和 2年 1月22日	第14回変更	下水道法事業計画策定	<ul style="list-style-type: none"> — 処理区域面積 6,923ha — 計画処理水量 210,300 m³/日 — 計画処理人口 382,067 人 — 幹線管渠延長 43,800m
令和 2年 2月 6日	第12回変更	都市計画法事業認可	

木津川流域下水道
汚水計画概要図



洛南浄化センター平面図



(令和5年4月現在)